

令和3年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年3月9日（水）
午後1時24分～午後2時38分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男
14番 下村 帝 15番 北森 正誠
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 9番 大橋 芳信
5. 議 題 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第54号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第55号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第57号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
報告事項第58号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて
報告事項第59号 令和3年度遊休農地に関する措置結果について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、9番大橋委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和3年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。5番田中委員、6番森委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、2ページの5番は、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は7件で、申請面積は32,261.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

3番と4番は譲受人が同一であります。3番は労働力不足により、4番は仲間田となっている農地を譲受人の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、相手方により、所有権を移転するものです。

7番は、父から子への贈与により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、5番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、5番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、5番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5番について、申請どおり「許可」することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第58号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、9ページの14番は、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与

の制限を受けます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。議案第58号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今回4条申請が1件、面積は88㎡、5条申請が16件、面積は7,568㎡です。それでは、議案書5ページをご覧ください。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

4条申請1番は、婦中地域鵜坂地区において、貸駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地は平成12年に周辺の道路整備により雑種地化されており、それから申請者が駐車場として近隣住民に貸しておりましたが、登記地目を確認したところ地目が「田」であることが分かり、今回は正するものでございます。既に雑種地化されていることから、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

続きまして6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、太田地区において、資材置場を整備する計画であります。申請人の△△△△は、土木建築工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、今回、事業拡大に伴いコンクリート再生材の集積が急増しており、既存の敷地では手狭であり、資材置場の拡張が急務となっていることから隣接地において資材置場を整備するものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請2番は、新保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者が義父の農地を管理すること、また、教育施設が近いことから、相互扶助に適した申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は、月岡地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の妻の実家に近く、相互扶助に適した申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、調整区域内の1区画2,500㎡以上の農地であることから、農地区分は甲種

農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、広田地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者が実家の農業を継ぐため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は、第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。議案書7ページをご覧ください。

5条申請5番は、呉羽地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は作家として美術造形作品の制作を行っており、住宅密集地では近隣住民に迷惑がかかることから住宅密集地を避け、また、勤務地から近く、子の教育施設が徒歩圏内にあることから、申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設、医療施設があり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地となり、原則許可案件となります。

5条申請6番は、寒江地区において、駐車場を拡張する計画でございます。申請者の▲▲▲▲は、建築資材及び木工製品の加工、生産、販売等、各種事業を行っております。転用の概要といたしましては、従業員の増加や事業用の車両の増加に伴い、駐車場が手狭であることから隣接地において駐車場を整備するものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は、第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地周辺は、教育施設、医療機関、スーパー等、生活環境が整った利便性のある土地であることから、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は、第3種農地となり、原則許可案件となります。

5条申請8番は、大山地域大庄地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請者の■ ■ ■ ■ は、工作機械等の部品の加工、製造を行っております。転用の概要といたしましては、業績拡大、材料搬入の増加に伴い、敷地内において工場の増築を計画しており、新たに従業員用の駐車場スペースの整備が急務となったものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は、第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書は8ページをご覧ください。

5条申請9番は、大山地域大庄地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、子が生まれ実家が手狭になったことから、相互扶助に適した隣接地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は、第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、八尾地域保内東地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請者の◎◎◎◎は、主にプラスチック製品の製造及び販売を行っております。転用の概要といたしましては、事業拡大に伴い、既存敷地に新たに工場を建築する計画があり、新たに従業員用の駐車場スペースの整備が急務となったものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は、第3種農地となり、原則許可案件となります。

5条申請11番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、実家で同居しておりますが、子供の通学に支障を来しており、また、実家も手狭であることから利便性の高い申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地となり、原則許可案件となります。

5条申請12番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の勤務地や実家、教育施設が近いことから利便性の高い申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は、第3種農地となり、原則許可案件となります。

議案書は9ページになります。

5条申請13番は、婦中地域鵜坂地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請者の◇◇◇◇は、自動車の販売、修理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存地は主に中古車展示場として利用しており、従業員や来客用の駐車場が手狭であることから、隣接地において駐車場を整備するものでございます。申請地は雑種地化しており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請14番は、婦中地域朝日地区において、農機具格納庫を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の所有する農機具が外置きされている状態であり、また、今後、畑作や朝日地区特産のスイカ栽培に取り組み、作業の効率化を図る必要があるため、申請地において農機具格納庫の設置を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に

属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は農用区域内農地で、許可の基準は農業用施設を適用しております。

5条申請15番は、婦中地域朝日地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者が実家の農業を手伝うこと、また相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

5条申請16番は、婦中地域朝日地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、子供の成長に伴い実家が手狭であることから相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設、医療施設が各1施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり原則許可案件となります。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、14番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、14番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、5番を除き、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、14番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、14番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、14番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、14番について、申請どおり許可することといたします。●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第58号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条第1の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、24ページの101番から25ページの108番は□□委員、28ページの133番から29ページ140番は、▽▽委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから39ページです。議案書の差し替えがございましたので修正いたしました。また、35ページの208番から210番は借受料を変更したいとの申し出があったため、修正いたしました。10ページにお戻りください。

今回所有権移転は1件で、合計面積は13,465㎡です。譲受人は、令和3年7月に破産した▼▼▼▼の役員が新規に設立した法人で、軟弱野菜を栽培しております。利用権設定は、今回は237件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が22件、3～5年が70件、6～9年が21件、10年が124件です。設定面積は、1,417,140.81㎡です。

13ページ1番から19ページ60番までは、農地中間管理機構を通すものであります。19ページ61番から39ページ239番が相対であります。また、新規農家が1件あります。

39ページの239番は、上市町にて平成27年から400㎡ほど耕作をしていた本人が、定年後の職業として農業を行いたいと思

い、農地を借りスイカや野菜の栽培を行うものであります。農機具については、耕うん機を自己所有しております。農作業従事者は本人とその妻です。販売先は、生産が安定した際、◆◆◆◆に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、101番から108番及び133番から140番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 101番から108番及び133番から140番を除き、意義についてはないものといたします。

会 長 続きまして、101番から108番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、101番から108番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、101番から108番について意義はないものといたします。□□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 続きます、133番から140番について、審議いたしますので、▽▽委員は退室をお願いします。

<▽▽委員退室>

会 長 それでは、133番から140番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、101番から108番について意義はないものといたします。▽▽委員は入室をお願いします。

<▽▽委員入室>

会 長 改めまして、議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きます、報告事項に入ります。
報告事項第54号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第55号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第57号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
報告事項第58号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて
報告事項第59号 令和3年度遊休農地に関する措置結果について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第54号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、40ページから50ページです。今回の

受理件数は25件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は21番であり、既に対応済みであります。

報告事項第55号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理についてご報告いたします。議案書のページは51ページから58ページまでです。今回の受理件数は、4条が7件、5条が14件、合わせて21件、面積は合わせて16,012.96㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。55ページ4番については、令和3年3月に、4条で届出されましたが、計画敷地範囲を変更したものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、57ページ5条の8番、9番です。

報告事項第56号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、59ページから75ページです。解約件数は58件で、解約面積は168,642.91㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。解約理由は、1番から9番、11番から13番、34番、35番、39番は耕作者変更予定、10番は5条申請予定、14番、36番、37番、41番から55番は利用権設定のため、15番から21番は換地後の地番で再設定をする予定、22番、33番、40番は自作のため、23番から32番は中間管理機構を通じた利用権の期間変更のため、38番は転用予定のため、56番は3条申請のため、57番、58番は5条申請のためとなっております。

報告事項第57号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは76ページです。1番については、譲受人の☆☆☆☆が、駐車場の目的で令和3年10月4日の月次総会にて審議され、令和3年10月25日に許可いたしました。計画が変更となり、申請地に工場の建築、隣接地に駐車場を整備する必要が生じたことにより、令和4年2月8日付で許可を取消したものでございます。

報告事項第58号農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは77ページです。報告事項第55号55ページの4番で説明したとおり、計画敷地範囲が変更となったため取り消すものです。

報告事項第59号令和3年度遊休農地に関する措置結果についてご報告いたします。議案書のページは78ページです。本年度の調査の概要ですが、調査期間は令和3年6月1日から同年8月末日ま

での92日間です。調査対象農地面積は13,100ヘクタールで、調査実施体制は、農業委員と農地利用最適化推進委員で班編成し、担当地区別に調査を行いました。調査人員は、農業委員、農地利用最適化推進委員の64名です。現地調査実施農地及び調査実施方法は記載のとおりです。調査の結果ですが、現地調査実施農地は、市全体で、所有者数338名、1,351筆、71.4ヘクタール余りでした。その結果、指導対象農地いわゆる遊休農地は、市全体で所有者数179名、632筆、33.1ヘクタール余りでした。利用状況調査の結果、遊休農地と思われる農地について、利用意向調査を実施しました。今年度は、市全体で所有者数198名、658筆、34.2ヘクタール余りが対象となりました。調査の結果、農地中間管理機構を通し貸借希望の所有者数が50名となり、令和3年12月に農地中間管理機構へ貸し付け意向希望を通知しました。その他の意向については記載のとおりです。非農地判断については、利用状況調査の結果、周辺の森林と同等の様相を呈している農地について、市全体で所有者数4名、106筆、面積1.3ヘクタール余りでした。遊休農地の発生防止・解消に向けた対応は記載のとおりです。なお、「令和3年度遊休農地に関する措置の結果（集計）」確定値については、後ほど、ご一読ください。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。